

## 隣接法律専門職種等に関する報酬規定削除等の経過

- 平成 9 年 12 月 行政改革委員会の提言  
行政書士について報酬規定を会則の記載事項としないことを提言
- 平成 10 年 3 月 規制緩和推進 3 か年計画 ( 3 月 31 日閣議決定 )  
「行政書士会会則及び日本行政書士連合会会則に、行政書士の受ける報酬については記載しないこととするための所要の措置を講ずる。」
- 平成 11 年 7 月 第 1 4 5 回国会  
行政書士法改正により、行政書士の報酬規定につき会則の必要的記載事項から削除 ( 別紙 1 - 参照 )  
( 平成 1 1 年 7 月 1 6 日法律第 8 7 号、平成 1 2 年 4 月 1 日施行 )
- 平成 11 年 12 月 規制改革委員会第 2 次見解  
行政書士以外の他の資格について、報酬規定の在り方の見直しを提言
- 平成 12 年 4 月 第 1 4 7 回国会  
弁理士法改正により、弁理士の報酬規定につき会則の必要的記載事項から削除 ( 別紙 1 - 参照 )  
( 平成 1 2 年 4 月 2 6 日法律第 4 9 号、平成 1 3 年 1 月 6 日施行 )
- 平成 12 年 12 月 規制改革委員会の見解  
公認会計士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士の 6 資格についての報酬規定削除を提言 ( 別紙 2 参照 )
- 平成 13 年 3 月 規制改革推進 3 か年計画 ( 3 月 30 日閣議決定 )  
資格者間における競争を活性化する観点から、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、報酬規定を会則記載事項から削除する。弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果をも踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。  
( 税理士について、第 151 回国会に関係法案提出。行政書士及び弁理士は措置済み )
- 平成 13 年 6 月 第 1 5 1 回国会  
税理士法改正により、税理士の報酬規定につき会則の必要的記載事項から削除 ( 別紙 1 - 参照 )  
( 平成 1 3 年 6 月 1 日法律第 3 8 号、平成 1 4 年 4 月 1 日施行 )

平成14年 3月 規制改革推進3か年計画(改定)(3月29日閣議決定)

資格者間における競争を活性化する観点から、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、報酬規定を会則記載事項から削除する。弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果をも踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。

(行政書士及び弁理士については平成12年度までに措置済み)

(税理士については、税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)、税理士法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号)

(司法書士、土地家屋調査士については、第154回国会に関係法案提出)

平成14年 4月 第154回国会

司法書士法改正及び土地家屋調査士法改正により、司法書士及び土地家屋調査士の報酬規定につき会則の必要的記載事項から削除(別紙1- 、 参照)

(平成14年5月7日法律第33号、司法書士につき平成15年4月1日施行、土地家屋調査士につき平成15年8月1日施行)

規制改革委員会から提言を受けた6資格のうち、現在も報酬規定があるのは、弁護士、社会保険労務士、公認会計士である。(別紙1- 、 、 参照)